

PwC WMS Newsletter

プライスウォーターハウスクーパース(PwC)では、関税に関する専門家チーム(Worldtrade Management Services: WMS)を日本、米国、ヨーロッパ各国に加え、シンガポール、香港、中国、マレーシア、インドネシア、フィリピン、タイ等のアジア全域を含む世界60カ国以上に展開しています。

PwCのグローバルネットワーク(www.pwc.com)に属するPwC各メンバーファームは、クライアントおよびクライアントを取り巻く人々の信頼の確立と、価値の向上を目指して、監査、税務、アドバイザーサービスにおいて、クライアントの業種に焦点をあてたサービスを提供しております。PwCは、世界153カ国に155,000人のスタッフを有し、常に新たな視点からクライアントのご要望に即したアドバイスを提供できるよう、そのネットワークを十分に活用して問題解決に取り組んでいます。

本ニュースレターは、関税と貿易に関する動向等についてその概要をお伝えする目的で作成されたものです。このレターの内容を実際の業務及び事業等に適用する場合は必ず事前に専門家にご相談ください。また、法改正、その他注目すべき動向をタイムリーに提供させていただくため、随時発行となっております。お役に立てば幸いです。なお、本ニュースレター、その他関税と貿易に関するテーマについてより詳細な内容等をご希望の場合には、下記までお問い合わせください。

PricewaterhouseCoopers WMS Pte. Ltd.
〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル15階
電話：03-5251-2844
<http://www.pwc.com/jp/tax>

*connectedthinking

© 2009 PricewaterhouseCoopers WMS Pte. Ltd.
プライスウォーターハウスクーパースとは、PricewaterhouseCoopers WMS Pte. Ltd.、または、プライスウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、ないしはそのメンバーファームを指しています。個々の組織は分離独立した法的組織となっています。

米国アンチダンピング税制に関する最新動向

現在、米国国際貿易委員会(International Trade Commission: ITC)はアンチダンピング税制の見直しを進めており、日本を原産地とする複数種の鉄鋼製品を新たにアンチダンピング税課税対象製品に追加する動きを示しております。

本稿では、当該見直案の概要および対応策について紹介しています。

1. 米国アンチダンピング税課税対象製品追加の可能性

ご周知のとおり、関税および貿易に関する一般協定 (General Agreement on Tariffs and Trade: GATT) 第6条に定められるアンチダンピング協定に基づき、WTO加盟国は、自国産業の保護を目的として特定国を原産地とする特定製品に対し通常の関税よりも高いアンチダンピング税を課すことを認められています。

現在、米国国際貿易委員会 (International Trade Commission: ITC) はアンチダンピング税制の見直しを進めており、日本を原産地とする複数種の鉄鋼製品を新たにアンチダンピング税課税対象製品に追加する動きを示しております。対象製品への追加が懸念される鉄鋼製品は次のとおりです。

Oil Country Tubular Goods (油井管)
Corrosion Resistant Carbon Steel (耐食炭素鋼)
Cold Rolled Carbon Steel (冷間圧延炭素鋼)

アンチダンピング税課税を回避するためには、生産者(または再販者)は、米国商務省 (Department of Commerce: DoC) により実施される損害検証 (Injury Test) に協力し、自社製品の米国輸入および販売が米国産業に損害を与えていないことを立証した上で、固有の「生産者税率」を獲得することが望めます。(「生産者税率」につきましては、以下2.において説明させていただきます。)

当該事実に関し、公式決定および米国官報 (Federal Register) 発行は未だ確認されておりません。しかしながら、損害検証に協力する場合、公式決定後の迅速な対応が求められるため、現時点において対応策を検討しておく必要があると思料されます。

2. 「生産者税率」と「その他税率」

米国におけるアンチダンピング税率は、「生産者税率」と「その他の税率」に大別することができます。「生産者税率」は、米国商務省による対象製品の販売実績および製造原価等の検証の結果与えられる各生産者(または再販者)固有の税率で、「生産者税率」を持つ輸出者から輸入される対象製品に適用されます。一方、「その他税率」は、「生産者税率」を持たない輸出者から輸入されるすべての対象製品に適用されます。一般的に、「生産者税率」は、「その他税率」よりも大幅に低く設定されます。過去には、「その他税率」が75%であるのに対し、2%の「生産者税率」が獲得されたという顕著なケースも見受けられます。

「生産者税率」獲得のためには、対象製品追加時に実施される損害検証へ協力する以外にも、毎年実施される見直審査 (Administrative Review) を請求する方法が考えられます。(見直審査の詳細につきましては、2007年5月16日発行の「Customs and Trade News: Vol.3」をご参照ください。)ただし、アンチダンピング税負担を最小限にとどめるという観点からも、損害検証への確に対応していくことが最も効果的であると考えられます。

3. 最後に

弊社では、米国弁護士事務所と連携し、獲得が予測される「生産者税率」の算出から当局との交渉まで包括的なサービスを提供いたしております。損害検証および見直審査に関する詳細ならびにその他アンチダンピング税制に関するご質問等ございましたら、お気軽に弊社担当までご連絡ください。

上記に関してご質問がありましたら、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PricewaterhouseCoopers WMS Pte. Ltd.
〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル15階
電話 : 03-5251-2844
<http://www.pwc.com/jp/tax>

マネージング・ディレクター 永井宗比古 03-5251-2844 munehiko.nagai@jp.pwc.com